

流山市監查委員告示第11号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項の規定によ る公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により その結果を別添のとおり公表する。

平成30年6月7日

流山市監査委員 佐々木

流山市監査委員

海老原

平成29年度 公の施設の指定管理者監査報告書

[東京ドームグループ]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した	監査委員名	1
第 2	監査の種類 …		1
第 3	監査の期間 …		1
第 4	監査の対象 …		1
第 5	監査の範囲 …		1
第 6	監査の目的及び	方法	1
第 7	指定管理の概要		2
第 8	監査の結果 …		3

平成29年度公の施設の指定管理者監査報告

第1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一海老原 功一

第2 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

第3 監査の期間

自 平成 29 年 12 月 1 日 至 平成 30 年 4 月 25 日

第4 監査の対象

公の施設の名称 キッコーマン アリーナ (流山市民総合体育館) 指定管理者の名称 東京ドームグループ 担当部課 生涯学習部 スポーツ振興課

第5 監査の範囲

平成 28 年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び担当部 課の当該指定管理に関する事務

第6 監査の目的及び方法

流山市監査基準(平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号)に基づき実施に当たっては、指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年流山市条例第 27 号)、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 16 年流山市規則第 52 号)、都市公園条例(昭和 54 年流山市条例第 23 号)及び流山市都市公園条例施行規則(昭和 56 年流山市規則第 10 号)並びに流山市民総合体育館の管理に関する基本協定書、流山市民総合体育館の管理に関する年度協定書及び流山市民総合体育館指定管理者募集要項に沿った適正な管理運営が行われているかに主眼を置いた。

また、担当部課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名称:キッコーマン アリーナ

所在地:流山市野々下1丁目40番地の1

メインアリーナ (全面・1/2面・1/3面・1/4面)

サブアリーナ (全面・1/2面)

トレーニングルーム

幼児体育室

大会議室(1/2室利用可能)

小会議室(2室)

武道場 (第一武道場、第二武道場)

ランニングコース

弓道場

2 管理業務の範囲

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の運営及び維持管理に関する業務
- ・物品の管理に関する業務
- ・施設の保安、利用者の安全に関する業務
- ・その他の業務

3 指定管理者の概要

- (1) 名 称 東京ドームグループ
- (2) 所在地 (代表団体) 東京ドーム

東京都文京区後楽一丁目3番61号

東京ドームグループは、株式会社東京ドームを代表団体とし、株式会 社東京ドームスポーツ及び株式会社東京ドームファシリティーズを構成 団体としている。

4 指定期間

平成 27 年 12 月 18 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

5 平成 28 年度指定管理料

59, 735, 967 円

平成 28 年度指定管理料は 12 回に分けて合計 68,514,000 円が支出された。そのうち、修繕料として 1,000,000 円が平成 28 年 5 月に概算払で支出され、平成 29 年 4 月 27 日付けで精算された。執行額は 696,845 円で

残額 303,155 円が戻入された。また、光熱水費は3回に分けて31,000,000 円が概算払で支出され、平成29年5月18日付けで精算された。執行額は22,525,122円で残額8,474,878円が戻入された。

6 平成 28 年度収支決算額

収 入 115,956,767円 支 出 125,550,640円 収支差額 △9,593,873円

7 利用状況

(単位:人)

	メイン アリーナ	サブ アリーナ	武道場 (床)	武道場 (畳)	弓道場	会議室	トレーニング ルーム	合 計
4月	8, 965	6, 693	2, 976	4, 215	852	3, 415	3, 352	30, 468
5月	12, 662	8, 498	1, 921	2, 138	1, 225	4, 241	3, 705	34, 390
6月	13, 622	7, 226	3, 635	3, 587	1, 087	2,887	5, 437	37, 481
7月	14, 165	7, 370	3, 179	3, 357	1,008	4, 100	5,888	39, 067
8月	9, 769	5, 136	2, 755	1,820	364	2, 756	5, 429	28, 029
9月	17, 539	6,670	2, 694	3, 040	356	3, 731	5, 376	39, 406
10月	25, 651	13, 480	3, 436	3, 367	727	4, 202	4, 930	55, 793
11月	20, 865	7, 589	2, 931	3, 275	530	2,871	4,684	42, 745
12月	11, 474	6, 637	2, 701	3,030	532	2, 397	4, 158	30, 929
1月	11,068	5, 588	2, 485	2, 482	453	2, 568	4,683	29, 327
2月	9,656	6, 526	2, 626	3, 017	295	3, 984	4, 987	31, 091
3月	11,607	7, 287	3, 508	3,616	399	2, 258	5, 232	33, 907
合 計	167, 043	88, 700	34, 847	36, 944	7, 828	39, 410	57, 861	432, 633

第8 監査の結果

1 総合意見

指定管理者である東京ドームグループは、平成 28 年 4 月に開館したキッコーマン アリーナの管理運営を行っている。

平成 28 年度は、イベントを含めた事業として、NHKラジオ体操、オリンピックのパブリックビューイング、プロバスケットボールの試合等を開催し、スポーツ観戦等を通じたスポーツ振興に寄与するとともに、自主事業収入を得る努力の姿勢が見られた。また、定期的に職員のスキルアップのための研修や安全対策への取組を行っており、管理運営に対して利用者から良い評価を得ている。

しかしながら、指定管理者自らの資金で購入した備品の台帳が整備されていなかったことから、改善を求めるとともに、適正な管理運営に努められたい。

担当部課にあっては、月次収支報告書と年次収支報告書の一部が符合していなかったことなどから、報告書の様式の見直しを検討するほか、チェック体制の改善を図られたい。

また、月例業務報告書の項目のうち報告が遅れている項目が散見された。今後、規定されている内容を実施することに困難な事態が生じた場合には、年度協定書の取扱い等を協議し、適正な手続により処理されたい。

2 個別意見

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、一部について「指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた(表1)。指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領(平成 26 年4月1日制定)により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・担当部課	指 摘 事 項							検討 要望	注意	
THE THE TEST THE	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	事項	事項
東京ドームグループ	1							1	1	0
生 涯 学 習 部 スポーツ振興課	2							2	2	0
合 計	3	0	0	0	0	0	0	3	3	0

「指摘事項

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項(軽易な誤りを除く。)
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

「検討・要望事項

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。「注意事項

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、 措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

・流山市民総合体育館の管理に関する基本協定書及び流山市民総合体育 館運営基準で、備品の管理については備品台帳をもって管理するとある ものの、指定管理者自らの資金で購入した備品の台帳が整備されていな かった。備品台帳を速やかに整備し、適正な管理を求める。

(東京ドームグループ)

・流山市民総合体育館指定管理者募集要項で、月例業務報告書の提出については翌月の10日までとあるものの、報告が遅れている項目が散見された。また、月次収支報告書の積み上げが年次収支報告書と符合しない項目があった。適切な点検及び指導を徹底されたい。

(生涯学習部スポーツ振興課)

・設備・機械の点検回数について、流山市民総合体育館施設管理基準どおり行っているものの、点検の記載が不足している月例業務報告書を収受していた。適切な確認及び指導を徹底されたい。

(生涯学習部スポーツ振興課)

(2)検討・要望事項

・流山市民総合体育館運営基準では、備品の購入や修繕などの際には、 費用節減のため3者以上から見積りを取ることを原則としているが、1 者特定としているものがあり、その理由についての記録もなかった。例 外的な扱いにした経緯などを明確にしておくよう要望する。

(東京ドームグループ)

- ・体育館と体育施設については、それぞれ別に指定管理協定を交わしているにもかかわらず、月例業務報告書を兼用し、標題だけを変えて報告させていた。今後は指定管理施設ごとの事業報告書を作成し、報告させることを要望する。 (生涯学習部スポーツ振興課)
- ・流山市民総合体育館指定管理者募集要項で、自動販売機の光熱水費については指定管理者の負担とするとなっているものの、市が負担していた。今後は、適正な金額を算出し指定管理者の負担となるような仕組みを構築されたい。 (生涯学習部スポーツ振興課)